

議案第 68 号

みよし市難病患者見舞金及び交通費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 10 日提出

みよし市長 小山 祐

説明

この案を提出するのは、難病患者見舞金の支給対象者の見直しに伴い必要があるからである。

みよし市難病患者見舞金及び交通費支給条例の一部を改正する条例

みよし市難病患者見舞金及び交通費支給条例（昭和60年三好町条例第2号）の一部を
次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「難病患者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に基づき厚生労働大臣が定める疾病患者又は愛知県特定疾患医療給付事業の医療給付の対象として認定を受けた患者をいう。

（支給要件）

第3条 見舞金及び交通費の支給を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、現に住民基本台帳に記録されている難病患者とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

みよし市難病患者見舞金及び交通費支給条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「難病患者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に基づき厚生労働大臣が定める疾病患者又は愛知県特定疾患医療給付事業の医療給付の対象として認定を受けた患者をいう。</u></p> <p><u>(支給要件)</u></p> <p><u>第3条 見舞金及び交通費の支給を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、現に住民基本台帳に記録されている難病患者とする。</u></p>	<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「難病患者」とは、厚生労働省の特定疾患治療研究事業（法別番号51）に係る対象疾患及び腎不全（人工透析）疾患の患者をいう。</u></p> <p><u>(支給要件)</u></p> <p><u>第3条 見舞金及び交通費の支給を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、現に住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、交通費は、第1号から第3号までに規定する者であって、治療のため通院している者に対し支給するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>難病患者として特定疾患医療給付事業受給者票を交付された者</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>腎臓機能障害で人工透析を受けている者</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>市長が特に必要と認めた者</u></p>